

政策整理番号 2

評価シート(B)

対象年度	H17	作成部課室	保健福祉部医療整備課	関係部課室	
------	-----	-------	------------	-------	--

政策番号 1 - 1 - 2 政策名 どこに住んでいても必要な医療や保健サービスが受けられる環境づくり

施策番号 6 施策名 医療・保健を担う人材の養成・確保

A - 3 - 1 施策の有効性:規則 § 6 3号

有効 概ね有効 課題有

【政策評価指標達成状況から】概ね有効
 ・指標名:医療法に基づく医師数の標準を充足している病院の割合 達成度 B
 ・(達成状況の背景)県内自治体病院等では常時80人程度の医師が必要な状況にある。医師の絶対的な不足とともに、小児科、産婦人科、麻酔科医等の診療科や地域による偏在の課題に対応するため、平成17年度から取組内容を大幅に拡充・強化している。
 ・(達成度から見た有効性)初期値と比べ改善の方向にあるが、伸び率が緩やかな傾向を示しているため、施策の効果をより高めていく必要がある。

【県民満足度(政策)の推移から】概ね有効
 ・平成17年度の政策満足度は50点と「やや不満」を示しているものの、満足度60点以上の回答者の割合は42%近くあり、施策は概ね有効だったと判断する。

【社会経済情勢を示すデータの推移から】概ね有効
 ・本県の政策評価指標を前年との増減の観点から全国値と比較すると、全国値は平成15年(測定年)で6.3ポイント増に対し平成16年(測定年)で2.2ポイント増と伸びが緩やかな傾向を示しているのに対し、本県は平成15年(測定年)で7.2ポイント増に対し平成16年(測定年)で1.1ポイント増と同様の傾向を示しており、このような状況の中で、微小ながら政策評価指標が伸びていることから、施策は概ね有効と判断する。

【総括】
 ・政策評価指標達成状況、県民満足度、社会経済情勢からは一定の効果が認められるため、施策は概ね有効と判断する。

施策を構成する事業の事業番号と種別

事業番号	種別	事業名	事業番号	種別	事業名
1	主	医師確保支援事業	6	重	地域医療システム検討促進事業
2	重	宮城県ドクターバンク事業	7	重	地域医療医師登録紹介事業
3	重	医学生修学資金貸付事業	8		
4	重	臨床研修医・専門研修医研修資金貸付事業	9		
5	重	地域医療システム学講座設置事業	10		

主:宮城県総合計画第 期実施計画に掲載されている「主要事業」 重:重点事業のうち主要事業以外の事業

B - 1 施策実現にむけた県関与の適切性と事業群設定の妥当性:規則 § 6 1号, 4号

適切 概ね適切 課題有

【国、市町村、民間団体との役割分担】適切
 ・(国)平成17年8月、地域医療に関する関係省庁連絡会議が「医師確保総合対策」を打ち出し、平成18年の医療制度改革に向け施策の具体化を図っていく。
 ・(県)関係市町村、大学、県自治体病院開設者協議会等と密接に連携・協力しながら、当面は自治体病院等の医師確保に向け可能な限りの支援を行っていく。
 ・(市町村)自治体病院等の開設主体であり、地域住民の安全・安心の確保に向けて、さらなる医師確保に向けた自助努力を図る役割を担っている。
 ・(民間団体等)望ましい地域医療体制の構築に向けた検討や調整を行い、医師の効率的な配置を可能にする体制づくりに積極的に取り組む役割を担っている。
 ・本施策に係る事業群は、上記役割分担に沿って設定・実施されており、県の関与は適切である。

【施策目的を踏まえた事業か】適切
 ・「医師の絶対的な不足・偏在に対応する視点」及び「地域医療システムの整備により効率的な医師の配置を可能にする視点」の両方からの事業構成となっており、すべて医師確保を支援するための施策実現に向けて必要な事業である。

【事業間で重複や矛盾がないか】適切
 ・目的、対象者に応じて事業が適正に設定されているほか、事業効果としても即効性のあるものと・長期的なものをバランスを考慮して設定しており、重複や矛盾はないと判断する。

【社会経済情勢に適応した事業か】適切
 ・医師確保については、とりわけ仙台市以外の医療圏で医師不足が顕著であることから、当面、地域医療の中心である自治体病院等の医師確保を支援する方向性は適切と思われる。

【施策重視度と満足度のかい離が大きいか】(事業の必要性) 適切
 ・満足度は50点と低調だが重視度は85点と高い水準にあり、かい離は35と非常に高くなっている。県民がこの施策に満足していないことは確かだが、逆に期待するところも大きいことがうかがえ、施策実現のために事業を推進する必要がある。

【総括】
 ・国、市町村、民間団体との役割分担に沿って県の事業を展開しており、県の関与は適切と判断する。
 ・それぞれの事業は、施策目的、社会経済情勢に沿っており、事業の設定は妥当と判断する。

評価シート(B)

政策整理番号 2

施策番号

6

施策名

医療・保健を担う人材の養成・確保

B - 2 事業群の有効性:規則 § 6 2号

有効

概ね有効

課題有

【施策満足度から】概ね有効

・施策満足度は50点であり、満足度60点以上の回答者の割合も40%を超えていることから、一定程度の事業効果が認められる。

【政策評価指標達成状況から】概ね有効 「政策評価指標分析カード(4)ア」から抜粋

・小児科、産婦人科、麻酔科等診療科による医師不足のほか、開業や大学医局人事等を理由とする医師の退任により、標準医師数を充足している病院の割合は横ばいに推移した。

・目標値は未達成の状況にあるが、初期値から改善傾向にあるので、事業は概ね有効である。

【社会経済情勢を示すデータの推移から】概ね有効

・本県の政策評価指標を前年との増減の観点から全国値と比較すると、全国値は平成15年(測定年)で6.3ポイント増に対し平成16年(測定年)で2.2ポイント増と伸びが緩やかな傾向を示しているのに対し、本県は平成15年(測定年)で7.2ポイント増に対し平成16年(測定年)で1.1ポイント増と同様の傾向を示しており、このような状況の中で、微小ながら政策評価指標が伸びていることから、概ね有効と判断する。

【業績指標推移から】概ね有効

・平成17年度開始の新規事業が多いことから、経年比較による判断は困難であるが、施策全般としては、事業ごとに概ね着実な業績を上げており、概ね有効と判断する。

【成果指標推移から】概ね有効

・事業ごとに見た場合、ドクターバンクや修学資金貸付で成果を上げており、取組初年度としては一定の成果があったと評価できるとともに、成果指標である医療法に基づく医師数の標準を充足している病院の割合は、前年から1.1ポイント増加しており、概ね有効と判断する。

【総括】

・業績指標及び施策満足度において一定程度の事業効果が認められ、総合的に見て事業は概ね有効と判断する。

・しかし、政策評価指標は目標値に達していないことから、ドクターバンク事業や医学生修学資金等貸付事業などで引き続き成果を上げていくとともに、地域医療医師登録紹介事業で具体的な成果を出すなど、より一層の成果に結びつけていく必要がある。

B - 3 事業群の効率性:規則 § 6 3号

効率的

概ね効率的

課題有

【政策評価指標達成度 業績指標・成果指標】概ね効率的

・事業の多くが平成17年度からの新規取組であるため、業績指標・成果指標の推移との相関については判断が困難であるものの事業の実施により一定の成果が上がっていることや、政策評価指標値が、微小ではあるものの施策の目指す方向に推移していることから、概ね効率的と判断する。

【社会経済情勢データ 業績指標・成果指標】概ね効率的

・本県の政策評価指標を前年との増減の観点から全国値と比較すると、全国値は平成15年(測定年)で6.3ポイント増に対し平成16年(測定年)で2.2ポイント増と伸びが緩やかな傾向を示しているのに対し、本県は平成15年(測定年)で7.2ポイント増に対し平成16年(測定年)で1.1ポイント増と同様の傾向を示しており、このような状況の中で、微小ながら政策評価指標が伸びていることから、概ね効率的と判断する。

【事業費に対する業績指標の割合(効率性指標)が適切か】概ね効率的

・事業の多くが平成17年度からの新規取組であるため、全体的には過年度の効率性指標と比較しての判断は困難であるが、事業ごとに概ね着実な成果を上げており、概ね効率的と判断する。

【総括】

・多くの事業は、平成17年度から新たに取組を開始したものであり、事業全体の業績指標、成果指標の推移から事業群の効率性を判断することは困難であるが、政策評価指標値は微小ではあるが施策の目指す方向に進んでおり、概ね効率的と判断する。

・しかし、政策評価指標は目標値に達していないことから、今後、すべての事業を総合的にかつ強力に展開することにより、事業群の効率性を向上させていく必要がある。

B 施策評価(総括):規則 § 6

適切

概ね適切

課題有

・B - 1 施策目的達成のための事業の設定は適切である。また役割分担に応じて県の事業を展開しており、県の関与は適切である。

・B - 2 施策満足度は低いですが、一定程度の事業効果が認められ、事業は概ね有効と判断する。

・B - 3 政策評価指標は施策の目指す方向に進んでおり、事業は概ね効率的と判断する。

・B - 1 ~ 3 の各項目を総合的に判断し、「概ね適切」と判断した。

・多くの事業が平成17年度からの新たな取組であり、すべての事業を総合的に展開することにより、実効性のある医師確保対策を推進する必要がある。

政策整理番号 2

事業分析カード(業績)

対象年度	H17	作成部課室	保健福祉部医療整備課	関係部課室	
政策番号	1 - 1 - 2	政策名	どこに住んでいても必要な医療や保健サービスが受けられる環境づくり		
施策番号	6	施策名	医療・保健を担う人材の養成・確保		

活動(事業) / 活動(事業)によりもたらされた結果

事業番号	事業名 [担当課室名]	H17 事業費 (千円)	事業の対象 (誰・何を対象として、具体的に)	事業の手段(内容) (何をしたのか、具体的に)	業績指標名 (事業の活動量。「事業の手段」に対応)	事業費(千円)		
						H15	H16	H17
						効率性指標 (3.5E-02は3.5 × 10 ⁻²)		
1	医師確保支援事業 (自治体病院開設者協議会支援事業) [医療整備課]	1,000	自治体病院開設者協議会	協議会が行う医師確保対策事業に対する補助。	実施事業数	2 1,000 2.0E-03	2 1,000 2.0E-03	2 1,000 2.0E-03
1	医師確保支援事業 (自治体病院等臨床研修支援事業) [医療整備課]	17,100	臨床研修医	自治体病院等が行う臨床研修事業に対する補助。	補助件数(病院数)		5 6,900 7.2E-04	7 17,100 4.1E-04
2	宮城県ドクターバンク事業 [医療整備課]	3,714	医師	自治体病院で勤務する医師を募集し配置。	問い合わせ件数			20 3,714 5.4E-03
3	医学生修学資金貸付事業 [医療整備課]	26,722	医学部学生, 大学院生	将来, 自治体病院で勤務する意欲のある医学部学生, 大学院生に修学資金を貸付け。	問い合わせ件数			35 26,722 1.3E-03
4	臨床研修医・専門研修医研修資金貸付事業 [医療整備課]	0	臨床研修医, 専門研修医	将来, 自治体病院で勤務する意欲のある臨床研修医・専門研修医に研修資金を貸付け。	問い合わせ件数			0 0
5	地域医療システム学講座設置事業 [医療整備課]	40,000	東北大学	東北大学に県の寄附による地域医療システム学講座を設置。	講座設置数			1 40,000 2.5E-05
6	地域医療システム検討促進事業 [医療整備課]	2,000	地区地域医療対策委員会等	二次医療圏ごとの地域医療体制構築に向けた検討経費に対する補助。	補助対象二次医療圏数			2 2,000 1.0E-03
7	地域医療医師登録紹介事業 [医療整備課]	240	医師	県が無料職業紹介所を設置。	求人登録数			0 240 0.0E+00
	[]							
	[]							
	[]							
	[]							
	事業費合計	90,776						

事業分析カード(成果)

政策整理番号 2

施策番号	6	施策名	医療・保健を担う人材の養成・確保
施策概要	誰もが、住んでいる地域で、必要な医療・保健サービスが十分に受けられるよう、その担い手である医師の確保を支援するとともに、看護師、保健師をはじめとする保健・医療従事者の養成・確保の取組を進めています。		

活動(事業)によりもたらされた成果					
事業の目的(意図) (対象をどういう状態にしたのか)	成果指標名 (事業の成果。「事業の目的」に対応)	成果指標値			施策実現までの道筋 (施策の実現にどのように結びついたか)
		H15	H16	H17	
協会が行う医師確保対策事業が充実した。	医療法に基づく医師数の標準を充足している病院の割合	60	67	68	医師確保活動に利用する自治体病院紹介パンフのリニューアル等により、取組の充実・強化が図られた。
臨床研修医師数が増加した。	臨床研修医数		23	57	医師不足地域の自治体病院等で研修する臨床研修医の確保が図られた。
医師を県内自治体病院に配置した。	採用医師数			4	全国から県内自治体病院等に勤務する医師を募集・配置することにより、自治体病院等の医師確保が図られた。
医学部学生に資金を貸し付けた。	貸付者数			11	医学部学生、大学院生を対象に修学資金を貸し付けることにより、将来、県内自治体病院等で勤務を希望する医師の確保が図られた。
				0	
地域医療システムの研究を行った。	研究成果数			1	研究成果を本県の医師確保対策に還元する体制を整備した。
二次医療圏ごとに地域医療体制の構築に向けた検討を行った。	医療法に基づく医師数の標準を充足している病院の割合			68	二次医療圏ごとの中核的な病院を中心とした地域医療体制の整備に係る検討の促進につながった。
無料職業紹介所を設置し、自治体病院・診療所の求人情報を登録した。	紹介医師数			0	登録医師を県内自治体病院・診療所へ紹介する体制を整備した。

政策評価指標分析カード(整理番号1)

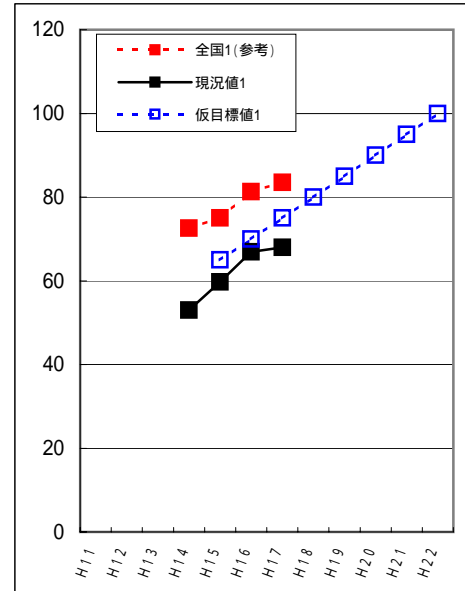
政策整理番号 2

対象年度	H17	作成部課室	保健福祉部医療整備課	関係部課室	
政策番号	1 - 1 - 2	政策名	どこに住んでいても必要な医療や保健サービスが受けられる環境づくり		
施策番号	6	施策名	医療・保健を担う人材の養成・確保		

(1) 政策評価指標の推移

政策評価指標名		単位						
医療法に基づく医師数の標準を充足している病院の割合		%						
目標値	難易度	H17	75	H22	100			
評価年	初期値	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
測定年	H14				H13	H14	H15	H16
現況値 (達成度判定値)	59.7				53.0	59.7	66.9	68.0
仮目標値						65	70	75
達成度						B	B	B

政策評価指標値の推移(グラフ)



難易度: (トレンド型目標 実現が可能), (中間型目標 実現が困難), (チャレンジ型目標 実現がかなり困難)

(2) 指標の選定理由

・地域医療において中心的な役割を果たす病院の医師不足が深刻な状況にある。また、新医師臨床研修制度の平成16年度からの施行等の状況の変化もあり、事業の将来的な展開の可能性も勘案した上で、自治体病院を含む県内全病院の医療法に定める医師の標準数を満たす病院の割合を示す。

(3) 施策満足度の推移

年度	H17	参考:第2~4回の推移	H16	H15	H14
施策重視度(中央値、点)A	85	施策重視度 A	80	80	80
施策満足度(中央値、点)B	50	施策満足度 B	50	50	50
かい離 A-B	35	かい離 A-B	30	30	30
満足度60点以上の回答者割合(%)	41.4	満足度60点以上の回答者割合	40.5	33.7	43.2

第5回県民満足度調査は調査票の様式を見直して実施しました。第2~4回の調査結果は第5回の調査結果と同列に扱うことができないため、参考記載としています。

(4) 政策評価指標の妥当性分析

ア 達成状況の背景(未達成の場合はその理由等)・今後の見通し

達成度: B
 ・地域の中核的な病院においても医師不足が深刻な状況であり、県内自治体病院等においても常時80人程度の医師が必要な状況にある。
 ・各自治体病院等では独自に医師確保のための取組を行っているが限界があり、県では、医師の絶対的不足や地域及び診療科による偏在の課題に対応するため、医師確保支援に重点的に取り組んでいる。
 ・小児科、産婦人科、麻酔科などは全国的にも医師不足が顕著であるとともに、平成16年度から始まった臨床研修制度(前期研修)は大学から病院への医師派遣にも影響を及ぼしている。
 ・医師の絶対的不足・偏在に対応する視点とともに、地域医療システムの整備により効率的な医師の配置を可能にする視点が重要であり、県、大学、地域自治体が連携・共同して医師確保対策を推進する必要性が高まっている。
 ・事業の多くが平成17年度からの新たな取組であり、政策評価指標の目標値達成に向け、各事業で着実に成果を上げるよう実効性のある取組を行っている。

(5) 政策評価指標の妥当性の検証(総括)

存続

要検討

[施策の有効性を評価する上で適切な指標か]
 ・県の医師確保支援事業は、当面県内の自治体病院・診療所を対象としているが、県民の視点からは各圏域ひいては県域全体での医師の充足率の向上が望ましく、受療機会にも直結するため、県全体の病院における医療法に基づく医師数の標準を満たす病院の割合としている。
 ・当該評価指標を設定することにより、圏域ごとの自治体病院等の医師不足の状況が数値で把握できるため、医師確保対策の方向性を定める上での基礎的数値となっている。
 ・このことから、政策評価指標としては妥当なものと考えられる。

施策・事業展開シート(C)

政策整理番号 2

対象年度	H17	作成部課室	保健福祉部医療整備課	関係部課室	
政策番号	1 - 1 - 2	政策名	どこに住んでいても必要な医療や保健サービスが受けられる環境づくり		
施策番号	6	施策名	医療・保健を担う人材の養成・確保		

C - 1 評価結果から抽出される課題と対応策

[政策評価] 施策群設定の妥当性, 施策群の有効性
 ・政策評価指標(医療法に基づく医師数の標準を充足している病院の割合)の目標値を達成するため, 引き続き重点的に実施する必要がある。

[施策評価] 事業群設定の妥当性, 事業群の有効性, 効率性
 ・医師確保を支援するには, 「医師の絶対的な不足・偏在に対応する視点」及び「地域医療システムの整備により効率的な医師の配置を可能にする視点」の両方からの事業推進が重要であり, 来年度についても, 事業群全体として実効ある事業展開を推進する。

C - 2 施策・事業の方向性

施策の次年度(H19年度)の方向性とその説明

方向性	拡充	維持	縮小
-----	-----------	----	----

[方向性の理由]

・平成18年度は, 平成17年度事業を基本的に継続して取り組み, 医師確保の具体的な成果が上がるよう, できる限りの事業展開を図ることとしている。

[次年度の方向性]

・医師確保支援のための各事業の実績評価等を踏まえて次年度以降の施策展開の方向性を検討・判断する必要があるが, 地域における医師不足が深刻な状況であることから, 平成18年度事業群を積極的に推進, 事業拡大を行う。

主要事業・重点事業の次年度(H19年度)の方向性とその説明

事業番号	種別	事業名	H17決算見込額(千円)	方向性	方向性に関する説明
1	主	医師確保支援事業(自治体病院開設者協議会支援事業)	1,000	維持	宮城県自治体病院開設者協議会が実施する医師確保事業と一体となって取り組む必要がある。
1	重	医師確保支援事業(自治体病院等臨床研修支援事業)	17,100	維持	平成18年度採用研修医を補助対象とする。
2	重	宮城県ドクターバンク事業	3,714	拡充	毎年5人の医師採用を目標とし, 地域の実情等を勘案しながら自治体病院へ派遣する。
3	重	医学生修学資金等貸付事業	26,722	拡充	将来, 自治体病院等に勤務する意志のある大学生, 大学院生, 研修医に貸付けを行う(平成18年度に「臨床研修医・専門研修医研修資金貸付事業」と一本化したもの)。
5	重	地域医療システム学講座設置事業	40,000	維持	地域医療に係る3年間の研究総括を受け, 県の医師確保対策に還元していく。
6	重	地域医療システム検討促進事業	2,000	維持	当事業未実施地域における, 二次医療圏ごとの地域の中核的な病院を中心とした地域医療体制の整備を促進する。
7	重	地域医療医師登録紹介事業	240	拡充	県内自治体病院・診療所での勤務を検討する医師に対し, 希望条件に適合する病院等を紹介・斡旋する。
		合計	90,776		